3．区分別収支計算書の標準的な様式

区分別収支計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各特別会計固有の収支については、適宜、表示科目を追加する。

区分別収支計算書

（単位：百万円）

	前会計年度 自　○年○月○日 至　○年○月○日	本会計年度 自　○年○月○日 至　○年○月○日
Ⅰ　業務収支		
1　財源		
○○収入	××××	××××
手数料収入	××××	××××
貸付金の回収による収入	××××	××××
運用収入	××××	××××
その他の収入	××××	××××
○○税収入	××××	××××
○○特別会計からの受入	××××	××××
前年度剰余金受入	××××	××××
資金からの受入（予算上措置されたもの）	××××	××××
財源合計	××××	××××
2　業務支出		
(1)　業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費(注1)	△　××××	△　××××
○○費(注2)	△　××××	△　××××
△△費(注2)	△　××××	△　××××
○○保険給付費(注2)		
補助金等(注3)	△　××××	△　××××
委託費(注3)	△　××××	△　××××
○○特別会計への繰入	△　××××	△　××××
貸付けによる支出	△　××××	△　××××
出資による支出	△　××××	△　××××
庁費等の支出	△　××××	△　××××
その他の支出	△　××××	△　××××
資金への繰入（予算上措置されたもの）	△　××××	△　××××
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△　××××	△　××××
(2)　施設整備支出		
土地に係る支出	△　××××	△　××××
建物に係る支出	△　××××	△　××××
・・・	△　××××	△　××××
施設整備支出合計	△　××××	△　××××
業務支出合計	△　××××	△　××××
業務収支	××××	××××
Ⅱ　財務収支		
政府短期証券の発行による収入(注4)	××××	××××
政府短期証券の償還による支出(注4)	△　××××	△　××××
借入による収入(注5)	××××	××××
借入金の返済による支出(注5)	△　××××	△　××××
利息の支払額(注6)	△　××××	△　××××
借入金（公債）事務取扱に係る支出(注6)	△　××××	△　××××
財務収支	××××	××××
本年度収支	××××	××××
資金からの受入（決算処理によるもの）	××××	××××
資金への繰入（決算処理によるもの）	△　××××	△　××××
翌年度歳入繰入	××××	××××
収支に関する換算差額	××××	××××
資金本年度末残高	××××	××××
その他歳計外現金・預金本年度末残高	××××	××××
本年度末現金・預金残高	××××	××××

（注１）「人件費」には、共済組合負担金を含む。

（注２）「○○費」には、特定の業務に係る経費を特記できる場合に当該支出を計上する。

（注３）「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第２条第１項で規定する補助金等に係る支出を計上する。当該補助金等に該当しない対価性のある委託費及び交付金（国有資産所在市町村交付金を除く。）等については、それぞれ適宜の科目で計上する。

（注４）政府短期証券のうち歳入歳出決算に計上されるものを計上する。

（注５）借入のうち歳入歳出決算に計上されるものを計上する。

（注６）国債整理基金特別会計への繰入のうち、特別会計の借入金等に係る支払利息及び事務取扱費に相当するものを計上する。

第６章　注記

１．重要な会計方針

財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項について記載する。

①　外貨建金銭債権債務等の換算方法

②　有価証券の評価基準及び評価方法

③　たな卸資産の評価基準及び評価方法

④　有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

⑤　引当金の計上基準及び算定方法

⑥　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

２．重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

①　会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、理由及び重要な会計方針の変更が財務書類に与えている影響の内容

②　表示方法を変更した場合には、その内容